

送信方向

(16-様式第4号)



一部払戻し
預金 請求書
解 約

一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

令和 5年12月 1日

下記のとおり積立預金の (1. 一部払戻し 2. 解約) を請求します。 ※該当数字を○で囲んでください。

所属コード	職員番号
7 0 0 0 0 0	9 9 9 9 9 9

所属名	津小学校	届出印
名前	互助 太郎	

1. 一部払戻し

○ 希望する払戻し額と払戻し日を記入してください。

一部払戻し額							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			5 0 0 0 0				

一部払戻し日		
年	月	日
0 5	1 2	1 5

2. 解 約

○ 解約月のみ記入し、解約金の明細欄には何も記入しないでください。
又、退職の場合は、解約月は記入せず、(退職)と空欄に記入してください。

解約金の明細							
当月積立額	千万	百万	十万	万	千	百	十 円
積立残高							
利息額							
所得税額							
解約払出額							

解約月	
年	月

(注意事項)

- (1) 一部払戻しは月3回 (5日・15日・25日) が送金日です。8月・1月は、事務都合により月2回となります。解約は月1回 (25日) が送金日です。いずれも金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
一部払戻しの締切日は払戻し希望日の2週間前~10日前頃、解約の締切日は毎月15日頃となります。
当会ホームページ又は「福利のたより」で締切日をご確認の上、一部払戻し日・解約月を記入してください。
なお、解約の場合、解約月の積立分も含めて送金日に送金します。
- (2) 一部払戻し及び解約をしても利率は下がりず、手数料もかかりません。
- (3) 法定外控除口座又は送金用口座 (お持ちの場合) へ送金されます。
- (4) 解約される方で、少額貯蓄非課税制度 (新マル優制度) の適用を受けている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。
- (5) この用紙の記入内容は、預金管理事務に利用し、その目的以外には使用しません。
- (6) この用紙をFAX又は郵送してください。

入力欄	チェック欄

(2023. 12. 1版)

FAX 059-213-0602



一部払戻し
預金 請求書
解 約

一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

令和 5年12月 1日

下記のとおり積立預金の (1. 一部払戻し ② 解約) を請求します。 ※該当数字を○で囲んでください。

所属コード	職員番号
7 0 0 0 0 0	9 9 9 9 9 9

所属名	津小学校	届出印
名前	互助 太郎	

1. 一部払戻し

○ 希望する払戻し額と払戻し日を記入してください。

一部払戻し額							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

一部払戻し日		
年	月	日

② 解 約

○ 解約月のみ記入し、解約金の明細欄には何も記入しないでください。
又、退職の場合は、解約月は記入せず、(退職)と空欄に記入してください。

解約金の明細							
当月積立額	千万	百万	十万	万	千	百	十円
積立残高							
利息額							
所得税額							
解約払出額							

解約月	
年	月
0 5	1 2

(注意事項)

- 一部払戻しは月3回 (5日・15日・25日) が送金日です。8月・1月は、事務都合により月2回となります。解約は月1回 (25日) が送金日です。いずれも金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
一部払戻しの締切日は払戻し希望日の2週間前~10日前頃、解約の締切日は毎月15日頃となります。
当会ホームページ又は「福利のたより」で締切日をご確認の上、一部払戻し日・解約月を記入してください。
なお、解約の場合、解約月の積立分も含めて送金日に送金します。
- 一部払戻し及び解約をしても利率は変わらず、手数料もかかりません。
- 法定外控除口座又は送金用口座 (お持ちの場合) へ送金されます。
- 解約される方で、少額貯蓄非課税制度 (新マル優制度) の適用を受けている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。
- この用紙の記入内容は、預金管理事務に利用し、その目的以外には使用しません。
- この用紙をFAX又は郵送してください。

入力欄	チェック欄



一部払戻し
預金 請求書
解 約

一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

令和 6年 1月 1日

下記のとおり積立預金の (1. 一部払戻し ② 解約) を請求します。 ※該当数字を○で囲んでください。

所属コード	職員番号
7 0 0 0 0 0	9 9 9 9 9 9

所属名	津小学校	届出印
名前	互助 太郎	

1. 一部払戻し

○ 希望する払戻し額と払戻し日を記入してください。

一部払戻し額							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

一部払戻し日		
年	月	日

② 解約

○ 解約月のみ記入し、解約金の明細欄には何も記入しないでください。
又、退職の場合は、解約月は記入せず、(退職)と空欄に記入してください。

解約金の明細							
当月積立額	千万	百万	十万	万	千	百	十円
積立残高							
利息額							
所得税額							
解約払出額							

解約月	
年	月

(退職)

(注意事項)

- (1) 一部払戻しは月3回 (5日・15日・25日) が送金日です。8月・1月は、事務都合により月2回となります。解約は月1回 (25日) が送金日です。いずれも金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
一部払戻しの締切日は払戻し希望日の2週間前~10日前頃、解約の締切日は毎月15日頃となります。
当会ホームページ又は「福利のたより」で締切日をご確認の上、一部払戻し日・解約月を記入してください。
なお、解約の場合、解約月の積立分も含めて送金日に送金します。
- (2) 一部払戻し及び解約をしても利率は下がらず、手数料もかかりません。
- (3) 法定外控除口座又は送金用口座 (お持ちの場合) へ送金されます。
- (4) 解約される方で、少額貯蓄非課税制度 (新マル優制度) の適用を受けている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。
- (5) この用紙の記入内容は、預金管理事務に利用し、その目的以外には使用しません。
- (6) この用紙をFAX又は郵送してください。

入力欄	チェック欄